

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

行政・公的機関、大学、民間企業との連携や提携によるネットワークを活用し、取引先の経営課題の解決に積極的に取り組みます。

事業承継支援においては静岡県事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関や専門家との連携、M&A 仲介業者による M&A スキーム等も活用しながら、地域企業の持つ優れた技術、ノウハウの承継と地域の雇用確保に取り組みます。

b. IT 実装支援

IT 導入に取り組む事業者の皆様に対して、各種セミナー開催等を通じて有益な補助金や助成金の情報提供をします。また、申請支援を通じて具体的な導入支援を行います。

c. 専門人材マッチング

さまざまなスキームを活用して、事業者の皆様幅広く専門人材とのマッチング機会を創出し経営課題の解決につなげます。

d. グリーン化の取組

脱炭素に向けて取組を始める事業者の皆様に対して、セミナーの開催や CO₂ 排出量の算定をサポートします。また、各種補助金制度の申請支援、税務制度の案内に加え、取組に必要な資金相談に対応することで CO₂ 削減を促進します。これらにより当金庫は持続可能な地域社会の実現に向けた事業者の皆様の「グリーン化への取組」を支援します。

e. 健康経営に関する取組

地域社会へ健康経営に関する情報発信を行い、地域企業へ健康経営の取組支援を積極的に行います。

f. BCP/事業継続

災害・事故発生時等における防災、減災、事業継続のため、BCP策定の助言及び事業継続力強化計画策定を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当金庫は庫是に掲げる「道徳を根とし 仁義を幹とし 公利を花とし 私利を實とす」に基づき、地域経済を担う中小企業の経営を支え、課題解決の提案を行うことで、持続的な成長・発展の支援をまいります。

令和8年1月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

島田掛川信用金庫

理事長 千葉 靖史